

◇◇◇ 給与支払報告書(個人別明細書)作成の注意点について ◇◇◇

★左上に③と記載された様式をご利用ください。 ※令和3年度から様式が変更していますので、旧様式は使用しないでください。
 ★その他、記入にかかる詳細については、国税庁発行の「令和2年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」等でご確認ください。

③

※ 区分	※ 種別	※ 整理番号	※
支払いを受ける者	住所	愛媛県西条市大町×△番地	
受給者番号	個人番号	0123-456789	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
役職名	(フリガナ) サイジョウ シンノスケ	氏名	西条 新之助
種別	給与所得控除後の金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額
給与	6,289,000	4,490,400	3,503,800
	千円	円	千円
	円	千円	円
			源泉徴収税額 0
控除対象配偶者	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	
有 従有	千円	特定	老人 その他
○		1	1 1
社会保険料控除等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
623,800		120,000	40,000
千円		円	千円
円		千円	円
		住宅借入金特別控除の額	
		49,300	
千円		円	
円		千円	
(前職) □□工業株R2.3.31退職 西条市大町○○△ 支払金額1,234,000円 社保料90,120円 源泉額30,400円			
普C R3.3.31退職予定			
生命保険料の内訳	新生命保険料の金額	78,910	円
	旧生命保険料の金額	123,000	円
	介護医療保険料の金額	65,400	円
	新個人年金の金額		円
	旧個人年金の金額	234,000	円
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	1	居住開始年月日(1回目)
	住宅借入金等特別控除可能額	156,000	円
控除対象配偶者	フリガナ	サイジョウ ハルミ	氏名
	西条 春美		
	個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	
控除対象扶養親族	フリガナ	サイジョウ ナツオ	氏名
	西条 夏夫		
	個人番号	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
	フリガナ	サイジョウ フユジ	氏名
	西条 冬二		
	個人番号	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	
	フリガナ		氏名
	個人番号		
	フリガナ		氏名
	個人番号		
	フリガナ		氏名
	個人番号		
未成人者	死亡退職	本人が障害者	ひとり親
		乙欄 特別 その他	勤労学生
		中途就・退職	受給者生年月日
		就職 退職 年 月 日	元 号 年 月 日
		○ 2 4 1	昭和 43 11 1
支払者	個人番号又は法人番号	住所(居所)又は所在地	
	9 8 7 6 5 4 3 2 1 2 3 4 5	愛媛県西条市明屋敷△△-□	
		氏名又は名称	株式会社 ○○工業 (電話) 0897-12-3456

扶養親族の年齢要件に注意して記入してください。 ※老人扶養のうち、本人又は配偶者の直系尊属で同居している場合は、内欄にも人数を記入してください。

前職給与を含む場合は、摘要欄に「事業所名・支払金額・社保料・源泉額」を必ず記載してください。 ※記入漏れがあると、課税誤りとなるおそれがあります。記入忘れのないようご注意ください。

普通徴収とする場合は、摘要欄に必ず切替理由書の略号(普A、普B等)を記入してください。

扶養親族がいる場合は、氏名・個人番号を記入してください。

非居住者(国外に居住する者)である場合に「○」を記入してください。

支払をする方が個人事業主の場合は個人番号を、法人の場合は法人番号を記入してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字開けて記載してください。

給与の支払いを受ける方の個人番号を記入してください。

フリガナは正確に記入してください。通称名や旧姓など、住民票と異なる氏名は記入しないでください。

非居住者(国外に居住する者)の人数を記入してください。

実際に所得税から控除された金額を記入してください。

該当する生命保険・地震保険の支払がある場合、各控除額、支払金額を漏れなく記入してください。 ※支払金額は住民税の控除額算定に必要となり、記入漏れ記入誤り等があると、住民税に正しく適用できない場合がありますのでご注意ください。

住宅ローンの控除適用判定に使用します。該当する場合は必ず記入してください。 ※記入のないものは住民税に適用できません。

16歳未満の扶養親族がいる場合は、氏名・個人番号を記入してください。 ※扶養控除の対象にはなりません。住民税の非課税判定・専属控除判定等に影響します。

受給者生年月日は、個人を特定するために必要となります。記入忘れのないようにしてください。

区分	年齢要件
一般扶養(その他欄)	16歳以上19歳未満(平成14年1月2日から平成17年1月1日生)
	23歳以上70歳未満(昭和26年1月2日から平成10年1月1日生)
特定扶養(特定欄)	19歳以上23歳未満(平成10年1月2日から平成14年1月1日生)
年少扶養(16歳未満欄)	16歳未満(平成17年1月2日以降生)
老人扶養(老人欄)	70歳以上(昭和26年1月1日以前生)

※法人番号及び個人番号の記載をお願いします。
 ※国外居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、関係書類により扶養状況等の確認が必要です。
 ※税制改正について詳しくは国税庁のHPで確認してください。